

○仙北市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

令和3年3月19日告示第26号

改正

令和4年3月15日告示第44号

令和5年3月24日告示第43号

令和6年3月29日告示第63号

令和7年3月31日告示第49号

令和8年3月30日告示第41号

仙北市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、結婚に伴う新生活に係る経費を支援することにより、少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対し、その住居費及び引越費用の一部を予算の範囲内において補助する仙北市結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、仙北市補助金等交付規則（平成17年仙北市規則第39号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届を提出した又は受理された夫婦をいう。
- (2) 前年度受給世帯 令和7年度に結婚新生活支援事業による補助の決定（受給額がない場合を含む。）を受けた世帯（他の自治体で補助の決定を受けた世帯を除く。）をいう。
- (3) 婚姻日 婚姻届を提出した日又は受理された日をいう。
- (4) 住居費 次に掲げる費用をいう。
  - ア 住宅取得費用 婚姻に伴い住居を取得した際に要した費用のうち、住宅（建物に限る。）の購入費をいう。ただし、婚姻日より前に取得した住宅にあっては、婚姻を機として取得した住宅であって、その取得日が婚姻日から起算して1年以内であるものをいう。
  - イ 住宅のリフォーム費用 婚姻に伴い住居をリフォームした際に要した費用のうち、

住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用（倉庫、車庫に関する工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に関する工事費用、エアコン、冷蔵庫、洗濯機等の家電購入・設置に関する費用を除く。）をいう。ただし、婚姻日より前に実施したリフォームにあつては、婚姻を機としてリフォームした住宅であつて、そのリフォーム日が婚姻日から起算して1年以内であるものをいう。

ウ 住宅賃借費用 婚姻に伴い住居を賃借した際に要した費用のうち、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、婚姻日より前に賃借した住宅にあつては、次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 婚姻を機として賃借した住宅であつて、その賃借日が婚姻日から起算して1年以内であるもの

(イ) 夫婦の一方が婚姻を機とせず又は婚姻日から起算して1年超前から賃借している住宅

(5) 引越費用 婚姻に伴う引越しに要する費用のうち、引越業者又は運送業者への支払に係る実費をいう。ただし、婚姻日より前の引越にあつては、婚姻を機とした引越であつて、その引越日が婚姻日から起算して1年以内であるものをいう。

(6) 講座受講等 国、地方公共団体、医療機関又は民間事業者等が実施する、次のいずれかに該当する講座等の受講、動画の視聴及び相談であつて、申請年度に実施したものをいう（オンラインによるものを含む）。

ア ライフデザイン支援に関するもの

イ プレコンセプションケアに関するもの

ウ 妊娠又は出産に関する相談

エ 家事又は育児の分担に関するもの

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

(1) 申請日において、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が、住居費又は引越費用に係る市内の住居の所在地となっていること。

(2) 婚姻日における年齢が、夫婦ともに39歳以下であること。

(3) 申請日において、直近の所得証明書により確認できる夫婦の所得を合算した金額

が、500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額（所得証明書の期間と同一期間の返済額）を控除する。

(4) 夫婦の双方が、講座受講等を行っていること。ただし、家事又は育児の分担に関するものについては、その内容や参加対象者を踏まえ、市長が認めるときは、夫婦のいずれか一方の受講等をもって要件を満たすものとする。なお、自治体側の事情により講座等の準備が間に合わない場合や、申請の時期等により当該年度内に講座受講等を完了することが困難であると市長が認める場合は、講座受講等の予約又は誓約をもって要件を満たすものとする。

(5) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

(6) 夫婦の双方又は一方が、過去に結婚新生活支援事業による補助を受けたこと（他の自治体で補助を受給したことがある場合を含む。）がないこと。

(7) 市税に滞納がないこと。

2 補助金の交付を受けることができる前年度受給世帯は、前年度の受給額が、前年度の1世帯当たりの補助上限額に達しなかった世帯とする。

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に支払われた住居費及び引越費用とする。ただし、住宅賃借費用については、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところによる。

(1) 夫婦の一方が婚姻を機とせず又は婚姻前から賃借している住宅に、他方が同居した場合 契約書等で婚姻を前提に同居していることが確認できるときは、同居開始後（住民票における夫婦の住所が同一になった日以後をいう。）に支払った費用を対象とする。ただし、婚姻を機とした同居と認められない場合は、婚姻後に支払った費用のみを対象とする。

(2) 勤務先から住宅手当が支給されている場合 当該住宅手当の額を差し引いた額を対象とする。

(3) 勤務先が貸主との間で賃貸借契約を締結している物件又は勤務先が所有する社宅に入居し、勤務先に対して家賃相当額を支払っている場合 給与明細書等により支払っていることが確認できる家賃相当額を対象とする。

2 あきた安全安心住まい推進事業関係補助金（以下「リフォーム補助金」という。）を受給している場合、住宅のリフォーム費用から、リフォーム補助金の受給額を控除して得た額を対象経費とする。

3 前年度受給世帯の補助対象となる住居費及び引越費用は、前年度の申請に係る補助金について適用される仙北市結婚新生活支援事業補助金交付要綱（令和3年仙北市告示第26号）の規定によるものとする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象世帯が現に負担した住居費及び引越費用のうち、前条に規定する補助対象経費の合計額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、補助上限額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

（1）夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の場合 1世帯当たり60万円

（2）前号以外の世帯 1世帯当たり30万円

2 前項の規定にかかわらず、前年度受給世帯については、前年度の1世帯当たりの補助上限額から、前年度執行予算による受給済の額を差し引いて得た額を上限とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、仙北市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、申請年度の末日までに市長に提出しなければならない。ただし、前年度受給世帯にあっては、次の第1号から第10号まで、第13号及び第14号に規定する書類の提出を省略することができる。

（1）戸籍謄本もしくは婚姻届受理証明書（婚姻日及び夫婦の生年月日が確認できるもの）

（2）夫婦の住民票

（3）夫婦の所得証明書

（4）夫婦の市税に滞納がないことを証明する納税証明書（ただし、市税の納付状況を市長が確認することに同意した場合は省略することができる。）

（5）本人確認書類の写し（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）

（6）講座受講等に関する申告書兼誓約書（様式第2号）

（7）住居を取得した場合は、当該住居の売買契約書又は工事請負契約書の写し

- (8) 住居をリフォームした場合は、当該住居の工事請負契約書又は請書の写し
- (9) リフォーム補助金を受給している場合は、リフォーム補助金交付決定通知書の写し
- (10) 住居を賃借している場合は、当該住居の賃貸借契約書の写し及び住宅手当支給証明書（様式第3号）
- (11) 住宅取得費用、住宅のリフォーム費用、住宅賃借費用を支払ったことが確認できる領収書等の写し
- (12) 引越費用を支払ったことが確認できる領収書等の写し
- (13) 貸与型奨学金の返済を行っている者がいる場合は、当該奨学金の返済額が確認できる書類の写し
- (14) 他の公的制度による家賃補助等を受けている場合は、その補助額がわかる書類の写し
- (15) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、仙北市結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金を交付することが適当でないとしたときは、仙北市結婚新生活支援事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。  
(補助金の請求及び交付)

第8条 前条第1項により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、速やかに仙北市結婚新生活支援事業補助金請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の交付対象者からの請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。  
(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第10条 交付対象者は、市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(報告等)

第11条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、交付対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 交付対象者は、報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付決定を受けた者に係るこの要綱の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

附 則（令和4年3月15日告示第44号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の仙北市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月24日告示第43号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の仙北市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金につ

いては、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月29日告示第63号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の仙北市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月31日告示第49号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の仙北市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の仙北市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。